

準備はお済みですか？

確定申告

所得税・町県民税の申告期間

2月18日(月)～3月15日(金)

この申告は平成30年中の所得を申告するもので、平成30年分の所得税と平成31年度の町県民税の課税基礎となりますので、必ず申告してください。

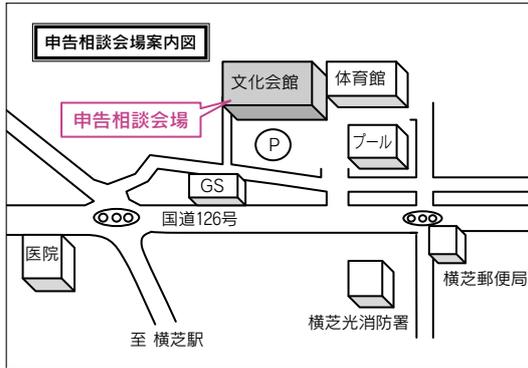
また、申告相談をされる方は、期間中、大変混雑しますので、地区割日程表を参考にお早めに来場されますようお願いいたします。

なお、「町県民税申告書」は、前年の申告状況等に基づき送付しています。次の内容をよくご確認ください申請してください。

○申告相談地区割日程表

とき	地区割
2月19日(火)	大総地区・東陽地区
2月20日(水)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月21日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月22日(金)	上堺地区・白浜地区
2月25日(月)	大総地区・東陽地区
2月26日(火)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月27日(水)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月28日(木)	上堺地区・白浜地区

※上記日程で都合の悪い方は、他の日でも相談できます。



- 相談会場 文化会館集會室
- 申告相談 午前9時～正午、午後1時～4時(受付:午前8時～午後4時)
※期間中の土・日曜日を除く毎日

◎次の申告相談は町では受けられませんので、東金税務署へお願いします。

- ・青色申告
- ・土地・建物及び株式等の譲渡所得が含まれる確定申告
- ・雑損控除・消費税・贈与税・相続税

※記入済の申告書は、提出のみ税務課と文化会館で受け付けます。

所得税の確定申告が必要な方

- 営業・農業・不動産所得などがある方で、所得金額の合計が所得控除の合計額を超える方
- 土地や建物等の不動産、株式等の資産を譲渡した方(申告相談は、東金税務署で受けてください)
- 給与収入が2千万円を超える方
- 給与所得がある方で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしていない方
- 年金収入が4百万円を超える方
- 年金に係る雑所得がある方で、年金以外の所得の合計額が20万円を超える方
- 勤務先での年末調整から収入と控除額に変更のある方
- 給与所得者や年金所得者の方で、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方は、還付申告をしましょう。なお、給与所得者や公的年金等に係る雑所得があり、確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の所得(退職所得を除く)も申告する必要があります。

町県民税の申告が必要な方

- 平成31年1月1日現在、横芝光町に住所があり、次に該当する方は町県民税の申告をお願いします。
- 営業・農業・不動産所得などがある方で確定申告の必要がない方
- 前年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ支払報告書(※)が提出されていない方(勤務先で提出の有無をご確認ください)
- 前年中の所得が公的年金等のみで、支払者から町へ支払報告書(※)が提出されていない方
- 前年中の所得はないが、町内居住の家族の控除対象扶養親族等になっていない方
- 支払報告書: 給与や年金等の支払者が前年中の支払金額等を、支払いを受けた方の居住する市町村に報告する書類

持参するもの

- ・印かん
- ・事業所得(営業・農業等)の方は、収支内訳明細書など収入・支出のわかる書類
- ・給与所得者や年金受給者は源泉徴収票